

期間延長

小川町地域おこし協力隊（観光推進員）募集要項

1 募集目的

小川町は埼玉県西部に位置し、周囲を外秩父の山々に囲まれ、市街地の中央に槻川が流れています。史跡や街並みの風情から「武蔵の小京都」と呼ばれており、約 1300 年の歴史と伝統を誇る小川和紙、建具、酒造りをはじめ、豊かな自然や有機農業など、地域の強みとなる魅力溢れる資源が豊富に存在します。

一方で、人口減少の緩やかな抑制や、今後、更に関係・交流人口を増加させ、町のにぎわいの創出を実現させるために、解決すべき課題もあります。

そこで、町が持つ地域資源の素晴らしさを効果的かつ効率的に活用し、観光振興に資する活動を行う人材を、地域おこし協力隊（観光推進員）として募集します。

2 雇用関係の有無

なし

3 業務概要

委嘱日から一定期間（最長で 3 年間）、小川町地域おこし協力隊（観光推進員）として、主に小川町観光協会と連携して次の活動を行います。

- ①道の駅おがわまちふれあい広場における観光案内及び広場管理（遊具等の清掃、草取りなどを含む）
- ②道の駅おがわまちふれあい広場から町内への誘客促進
- ③各種イベント事業の企画・運営に関すること
- ④観光関連事業者（行政・民間事業者・各種団体等）との連絡調整に関すること
- ⑤積極的な情報発信・PR・プロモーション活動
- ⑥その他、観光振興に資する諸活動

※今回の募集は主に農業分野以外の地域資源を活用した観光振興を行う隊員を募集します。

4 募集人数

1 名

5 募集対象

次の全ての条件を満たす方を対象とします。

- ①令和 8 年 1 月 1 日現在、20 歳以上の方（性別は問いません）
- ②3 大都市圏をはじめとする都市地域等から生活の拠点を移し、小川町内に住民票を異動できる方。ただし、地域おこし協力隊として委嘱を受ける前に既に町内に居住している方や既に住民票の異動を行っている方は、要件を満たさないものとします。（要件等、詳しくはお問合せください）

- ③原則令和8年11月1日までに隊員として着任できる方（相談可。着任希望時期については履歴書に記入してください。記入箇所は任意です。）
- ④心身ともに健康で誠実に業務ができる方
- ⑤土曜日、日曜日及び祝日においても活動が可能な方
- ⑥山歩き（標高300m程度の低山において複数人で実施）が可能な方
- ⑦観光施設の清掃作業（遊具の清掃、草取り等）が可能な方
- ⑧和紙、地酒、農産物等の町の特産品、町の文化・歴史に関心がある方
- ⑨バーベキューやアウトドア事業に積極的に関わりたい方
- ⑩普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障のない方、または着任日までに取得見込みの方
- ⑪パソコンの基本操作（ワード・エクセル・パワーポイント等）及び電子メール、SNS等の知識を有し活用できる方
- ⑫町や地域等の意向を尊重し、地域に馴染む意思のある方
- ⑬共に学び、地域振興活動に邁進する意欲のある方
- ⑭法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方
- ⑮地方公務員法第16条に規定する欠格条件に該当しない方

6 活動場所

道の駅おがわまちふれあい広場管理事務所（小川町大字小川1251）ほか

7 活動時間

1日の活動時間は7時間45分を基本とします。なお、道の駅おがわまちふれあい広場において活動を行う場合は午前8時15分から午後5時00分までとします。また、1か月の活動日数は原則18日とし、この内12日以上を道の駅おがわまちふれあい広場で活動します。

ただし、町長が必要と認めた場合、1年間の活動時間が1,680時間を超えない範囲で、1日の活動時間を調整することができます。

8 任用形態・期間

小川町との雇用関係はありません。健康保険料や国民年金等は個人負担となります。また、期間は委嘱日から1年間とし、最長でも3年間となります。

9 報償

隊員の報償は、1時間当たり2,080円とし、隊員の1月の報償は、当該の総活動時間に1時間当たり2,080円を乗じた額とします。ただし、この場合において1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てとなります。

10 活動費

次に掲げる活動費を支給することができます。

(1) 住居に関する経費

① 賃貸住宅等に入居する際の礼金 上限 12 万円

小川町に転入する際に生じる礼金とする。ただし、その後の町内転居で生じる礼金については、同一の住所に 1 年以上居住していた場合に限り支給し、上限は 6 万円です。

② 入居時に要する経費（火災保険料、クリーニング代、手数料、鍵交換代等）については、予算の範囲内で支給します。ただし、入居時に必須な経費を対象とし、任意で発生する経費及び退去時に返金が生じる経費は対象外となります。

③ 家賃、共益費、協力隊員の定住環境整備費用、協力隊員の活動拠点整備費用等 月額合計の上限 6 万円

(2) その他活動に要する経費 月額合計の上限 5 万円

① 活動旅費等移動に要する経費

② 傷害保険料、損害賠償保険料

③ 作業道具、消耗品等に要する経費

④ 関係者間の調整、意見交換会、活動報告会等に要する経費

⑤ 協力隊員の研修に要する経費

⑥ 地域住民との交流や地域おこしに資する取組に必要な経費

⑦ 定住に向けて必要となる研修又は資格取得に要する経費

⑧ 定住に向けて必要となる活動に関する需要費（原材料等）

11 応募方法

(1) 提出書類

①履歴書（市販の J I S 規格形式 A 4 のものを使用し、顔写真（3 か月以内に撮影したもの）を貼付）

②住民票の写し

③作文：「地域おこし協力隊に応募した動機」、「小川町で観光資源を活かしやりたい活動」、「任期満了後のビジョンについて」の 3 つのテーマを含み 1,000～概ね 1,200 字以内で A 4 サイズの用紙に記述してください。Word による記述も可能です。なお、作文の最初に氏名を記入してください。

(2) 書類受付期間

令和 8 年 7 月 1 日（水）～令和 8 年 9 月 25 日（金）必着

・持参又は郵送で受け付けます。なお、提出された書類は返却しません。

・持参の場合、受付時間は土・日・祝日を除く午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分とします。

※採用者が決定しない場合は、募集期間を延長することがあります。

(3) 面接日

令和 8 年 10 月 8 日（木）

※書類審査を通過した方のみ

- (4) 応募・問合せ先
小川町役場にぎわい創出課 観光・地域PR担当
〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
電 話：0493-72-1221（内線 235）
E-Mail：ogawa131@town.saitama-ogawa.lg.jp

12 審査方法

- (1) 第1次選考
書類審査の上、審査結果を応募者全員に文書で通知します。
- (2) 第2次選考
第1次選考合格者を対象に、小川町役場庁舎で第2次選考（面接審査）を実施します。詳細は、第1次選考合格者に選考結果通知の際にお知らせします。
- (3) 選考結果の報告
選考結果は文書で通知します。
※応募、面接審査にかかる経費等（書類申請、通信費、交通費等）は、応募者の負担となります。選考の経過及び結果についてのお問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。